

広報



じょうめ

発行所 秋田県五城目町役場 編集 秘書課 電話(018876) 代 2100番
印刷所 湖東印刷所 電話(018876) 2430番 一部 5円
郵便番号 018-17 毎月 1日・15日発行

人 口 与 世 带

世帯数 3,966 世帯
 人口 17,385 人
 内訳 { 男女 8,398 人
 男女 8,938 人

住民登録調 (51年3月末日現在)

転入・転出の場合はかならず窓口へ届出ください。

体制は整つた
四月九日町議会議員改選後、はじめての議会が開かれた。新人にとっては議会の入学者でもひとしく、胸に金モールのバッジを付けてもらう時など、緊張の面持でしたが、そこはかとなじく初々しさがいただよう。
佐々木議長、高島副議長の選出と、各常任委員会の構成メンバーも決まり、議会の体制は整つた。
住民の民主主義的感覚は、選挙という権利を行使する過程において培かれたと言わわれるのである。特に町議会議員の場合では、最も身近なかの選挙としでとらえられ、議会の選挙とこれに対する批判、議会活動の過程において創造されたのもまた多く、この意義は十分評価されてよい。

行政水準の向上に果す役割

非常に重要な意義をもつてゐる。

においては関心をもつが、当選後はこれに対する関心ない。選舉の代弁者の性格を強める例を、過去には多く見受けられた。住民の全体を代表することが議員の本質であることを思えば、選舉母胎が地区に存在しても、住民の声を汲みあげ、議会に反映させながらこの町の発展を促す磐石のいしすえを築いてもらいたい。二十四名に期待するところこそぶる大きい。

新町議会議員に期待する

言うまでもなく、議会は民主主義を達成させるための実践の場である。活動して止まない今日の社会において、新しい現代的な課題は尽きぬ事を知らないほど出てくる。この町の場合、それが結びつく人々の生活環境の整備など、直の解決を果すことが、住民のもととも要請されるところであるが、議会が課題を果すことは、とりもなおさず議会を構成する議員一人一人にこの現代的課題を認識し、その職務

A black and white photograph capturing a moment between two individuals. On the left, a man in a dark suit jacket, a light-colored shirt, and a patterned tie stands facing slightly to the right. He has dark hair and is looking down at a small object held in his hands. On the right, a woman with dark, curly hair, seen from behind and wearing a dark, textured coat, leans in closely to the man, also focused on the same object. The background is a dark room with a large window featuring multiple panes, through which some light is visible. The overall atmosphere is one of concentration or shared discovery.

胸に輝くバツジの重み

1

一、貸付けの対象者

役場住
ださい

下 每年老人施設の貸付をおこなっているが、今年度も次のような条件のもとに貸付けをする事によつて、皆様よ

部屋整備資金貸付
は四月三十日までに
お申込みください。

昭和五十一年度

なお昭和五十一年度第一回貸付金の償還措置期間を、昭和五十一年九月三十日までとする予定なので、昭和五十二年九月三十日が、第一回の償還期限となる。

四、申込期限 四月三十日まで
以上貸付のあらましであるがくわしいことは、住民課担当係までおいでください。

議長佐々木輝雄氏 副議長畠山勘五郎氏に決まる

初議会 深夜におよぶ

去る四月九日、午前十時から、町議選後初の議会を開いた。副議長には、年長者である畠山勘五郎議員が新議長選出まで務めた。当日付託された議案は、議員提出議案が四件、その他二件となっており、四回の時間延長で午後九時二十五分に終った。

主な内容は次のとおりである。



副議長 畠山勘五郎 氏

議長 佐々木輝雄 氏

はじめ議員と役場側三役、各課長の自己紹介があり、引続き賀谷町長の祝辞があり、町では長期計画のもとに大きな仕事をかかえているが、皆様の話等により町づくりを進めたい。各議員のご活躍を祈るところだ。

議員提出議案第一号は議長選出に関する案件で、佐々木善誠議員から提案理由の説明があり審議に入った。議長を選出する人事案件なので、話し合いで出来るものならうしたいとする流れもあり、午前十一時二十分まで休憩。同二十五分再開するも午後二時まで休

五郎氏に決まった。
各委員会の構成メンバーは次のとおりである。

▽総務常任委員会

(敬称略)

委員長 加藤次郎

副委員長 齊藤明

委員 畠山勘五郎、菊地耕二

副委員長 笹川兼吉、伊藤勇蔵

委員 佐々木吉三郎、浜田石

副委員長 齊藤三四郎

委員 佐々木善蔵

委員 佐々木輝雄、荒川要悦

委員 小林俊太郎、千田峯夫

委員 要悦

委員 佐々木吉三郎

委員 小玉哲郎

委員 荒川豊治、猿田俊雄

委員 篠岡金雄、分銅良一

委員 小熊金之助、佐々木善蔵

委員 松橋喜広、加藤基一

委員 佐々木吉三郎

委員 小玉哲郎

委員 荒川豊治、猿田俊雄

委員 篠岡金雄、分銅良一

委員 小熊金之助、佐々木善蔵

委員 松橋喜広、加藤基一

委員 佐々木吉三郎

委員 小玉哲郎

委員 荒川豊治、猿田俊雄

委員 篠岡金雄、分銅良一

委員 小熊金之助、佐々木善蔵

委員 松橋喜広、加藤基一

委員 佐々木吉三郎

委員 小玉哲郎

委員 荒川豊治、猿田俊雄

委員 篠岡金雄、分銅良一

委員 小熊金之助、佐々木善蔵

委員 松橋喜広、加藤基一

委員 佐々木吉三郎

委員 小玉哲郎

委員 荒川豊治、猿田俊雄

委員 篠岡金雄、分銅良一

委員 小熊金之助、佐々木善蔵

委員 松橋喜広、加藤基一

委員 佐々木吉三郎

委員 小玉哲郎

委員 荒川豊治、猿田俊雄

委員 篠岡金雄、分銅良一

委員 小熊金之助、佐々木善蔵

委員 松橋喜広、加藤基一

委員 佐々木吉三郎

委員 小玉哲郎

委員 荒川豊治、猿田俊雄

委員 篠岡金雄、分銅良一

委員 小熊金之助、佐々木善蔵

委員 松橋喜広、加藤基一

委員 佐々木吉三郎

委員 小玉哲郎

委員 荒川豊治、猿田俊雄

委員 篠岡金雄、分銅良一

五郎氏に決まった。
各委員会の構成メンバーは次のとおりである。

▽農業青年翼

(敬称略)

委員長 加藤次郎

副委員長 齊藤明

委員 畠山勘五郎、菊地耕二

副委員長 笹川兼吉、伊藤勇蔵

委員 佐々木吉三郎、浜田石

副委員長 齊藤三四郎

委員 佐々木善蔵

委員 佐々木輝雄、荒川要悦

委員 小林俊太郎、千田峯夫

委員 要悦

委員 佐々木吉三郎

委員 小玉哲郎

委員 荒川豊治、猿田俊雄

委員 篠岡金雄、分銅良一

委員 小熊金之助、佐々木善蔵

委員 松橋喜広、加藤基一

委員 佐々木吉三郎

委員 小玉哲郎

委員 荒川豊治、猿田俊雄

委員 篠岡金雄、分銅良一

委員 小熊金之助、佐々木善蔵

委員 松橋喜広、加藤基一

委員 佐々木吉三郎

委員 小玉哲郎

委員 荒川豊治、猿田俊雄

委員 篠岡金雄、分銅良一

委員 小熊金之助、佐々木善蔵

委員 松橋喜広、加藤基一

委員 佐々木吉三郎

委員 小玉哲郎

委員 荒川豊治、猿田俊雄

委員 篠岡金雄、分銅良一

委員 小熊金之助、佐々木善蔵

委員 松橋喜広、加藤基一

委員 佐々木吉三郎

委員 小玉哲郎

委員 荒川豊治、猿田俊雄

委員 篠岡金雄、分銅良一

委員 小熊金之助、佐々木善蔵

委員 松橋喜広、加藤基一

委員 佐々木吉三郎

委員 小玉哲郎

委員 荒川豊治、猿田俊雄

委員 篠岡金雄、分銅良一

委員 小熊金之助、佐々木善蔵

委員 松橋喜広、加藤基一

委員 佐々木吉三郎

委員 小玉哲郎

委員 荒川豊治、猿田俊雄

委員 篠岡金雄、分銅良一

委員 小熊金之助、佐々木善蔵

委員 松橋喜広、加藤基一

委員 佐々木吉三郎

委員 小玉哲郎

委員 荒川豊治、猿田俊雄

委員 篠岡金雄、分銅良一

五城日野
100年

75

学制改革 (4)
小野一一

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

税務事務にコンピューターを導入

納税通知書の保管に注意

◆ 納税通知書の様式と取扱いが改正されます。

税務事務を能率よく、正確に処理するため、町では今年度から、市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の四税を電子計算センターに委託し、コンピュータで計算処理することになりました。

そのため、納税通知書の様式や取扱いの方法も改正されます。

◆ 紳税通知書は大事に保管しよう

納税者の皆さんにおくられる納稅通知書は、いろいろな事務処理が早く、正しく、安い経費で出来るよう工夫して、一枚、一枚コンピューターで作られたものです。

これは、用紙の印刷代やコンピューターの費用、その他各種の事務的経費が使われています。

納税通知書をなくした場合は、コンピューターによる再交付はできません。そのため、これまでと同じく手書きにより再交付することになります。

みんなさんの税金でまかなわ正在りいろいろの経費と努力が余分に使われるところになり、それだけ税金のむだ使いに結びつきます。

◆ 紳税通知書は正しく保管しよう。

自動車税の納税証明書は、領収書についています。

軽自動車税の車検の時に必要な軽自動車税の納税証明書は、領収書についています。

自動車税納税証明書は、税金を納付したとき、その領収書をもって証明書に使用出来るように改正しています。

そのため、車検を受けるとき、町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の四税を電子計算センターに委託し、コンピュータで計算処理することになりました。

そのため、納税通知書を大切に保管しておきましょう。

◆ 紳税通知書は大事に保管しよう

納税通知書の住所、氏名、納税組合名、町内部落名は、すべてカナ文字で記載されています。読み方には通常の例により、税務課でフリガナしました。もし住所の地名地番に誤りがない、特に氏名の読み方に間違いのある方は、世帯個人コード(番号)を添え、役場税務課にご連絡ください。

◆ 領収書は一枚で一期分から四期分まで使用します。

新しい納税通知書は、納税通知書と領収書と一期から四期までの納付通知書四枚を切り取り式(軽自動車税と市民税均等割割分は一枚にし、一枚に印刷しております)であります。

納税者の皆さん、各納付場所に納税される場合、この納付通知書を持参することになります。

◆ 税金は前納をおすすめします。

このほど、戸籍手数料が改正され、五月一日から戸籍の謄本、抄本の手数料は、枚数に関係なく一通につき二〇〇円になります。改訂される手数料のおもものは、後記のとおりです。

なお、戸籍の謄本、抄本等を郵便で請求されるときは、必ず現金を預留か、郵便の定額小為替手数料を納めてください。特に、定額小為替は百円単位の送金に便利で一千円以下の送金の場合料金はわずか十円ですから、手軽に利用出来ます。

また郵便切手で手数料を納めることはできませんので、よろしく協力をお願いします。

◆ 税金のおたねには、世帯個人コード(番号)もつけ加えました

納税通知書には、住所氏名、町内部落名、納税組合名を数字化したコード(番号)がついています。この場合は、納税者の一人一人への税金でも同じコード(番号)をつけられています。つまり、町民の一人一人を番号で全て区分する方法を取っているわけです。

◆ 五城目町農業協同組合と各支所でも税金を納付できます。

納税通知書には、住所氏名、町内部落名、納税組合名を数字化したコード(番号)がついています。この場合は、納税者の一人一人への税金でも同じコード(番号)がついています。

◆ 四月一日から五城目町農業協同組合と各支所でも、町税の納付を取扱うことになりました。

今後は、所得税や電話料の取扱いとともに振替納税制度を取り入れ

納期前に納付した税額×100分の1×納期前月数=報奨金
納付月に1カ月未満の端数がある場合は、14日以下は切り捨て15日以上は1カ月として計算します。

例1=固定資産税各期10,000円を5月20日に納付したとき
10,000円×100分の1×9月(2期1カ月、3期3カ月、4期5カ月)=900円(報奨金の額)

例2=町民税各期5,000円を6月20日に納付したとき
5,000円×100分の1×9月(上と同じ)=450円(報奨金の額)

たり、納税準備金制度を検討するなど、納税者に便利なよう納付の合理化を推進する計画であり、納税には、農協窓口もご利用ください。

五月一日から戸籍の謄本、抄本は一通二〇〇円郵便による請求は定額小為替で

主な町税の納期は下表のとおりです

期別	1期	2期	3期	4期
町民税	51.6.30	51.8.31	51.10.31	51.12.25
固定資産税	51.5.31	51.7.31	51.9.30	51.11.30
国民健康保険税	51.7.31	51.9.30	51.11.30	51.12.25
軽自動車税	51.4.30			

※昭和51年度の固定資産税は第1期分が例年より1月おくれとなっています。

戸籍の記載事項証明書	一通	三〇〇円
除籍の謄本、抄本	一通	二〇〇円
受理証明書	一通	一〇〇円
證明事項一件	二〇〇円	
證明事項一件	一通	八〇〇円
上質紙使用の婚姻届等の受理証明書	一通	八〇〇円
戸籍簿の閲覧	一戸籍	一〇〇円
除籍簿の閲覧	一戸籍	二〇〇円



消防署長官 彰（永年勤続功労
章）第三分団長 齊藤 鴻司氏

消防署長官 彰（永年勤続功労
章）第三分団長 齊藤 鴻司氏

去る四月三日、五城目町防犯防火組合の総会が開かれ、昭和五十一年度の事業報告並びに決算報告と会員登録について語られ、五城目管内における青少年非行が年々増えており、これに対処するためには「起して消すより起さない」事を目標に活動する。昭和五十一年度の重点事業は次のとおり。

去る四月三日、五城目町防犯防火組合の総会が開かれ、昭和五十一年度の事業報告並びに予算案を承認した。総会では、青少年を取りまく社会環境について語られ、五城目管内における青少年非行が年々増えており、これに対処するためには「起して消すより起さない」事を目標に活動する。昭和五十一年度の重点事業は次のとおり。

去る四月三日、五城目町防犯防火組合の総会が開かれ、昭和五十一年度の事業報告並びに予算案を承認した。総会では、青少年を取りまく社会環境について語られ、五城目管内における青少年非行が年々増えており、これに対処するためには「起して消すより起さない」事を目標に活動する。昭和五十一年度の重点事業は次のとおり。

春の行楽期の火災予防

(4)

いよいよ春の行楽シーズンです。桜前線の上北に伴い、野山に緑がよみがえり、各地から花の便りが

届くようになると、連休を利用し

てハイキングや観光など、行楽に出かける人が多いと思われます。

火災は、いつ、どこで発生するかわかりません。特に

観光地における火災で恐

ろいのは、ほとんど人が

が土地に来るが初めてで宿泊する旅館、ホテルにつ

いての構造、規模などの予

備知識をもっていないとい

うことです。

従つて、旅館、ホテルな

ど、宿泊施設の安全につ

いて、だもが考えてお

なければなりません。楽し

い旅行が瞬にして不幸な

思い出にならないよう、火

に対する十分な注意心を發

うとともに、宿泊する場合

の心構えについて普段から

心構えについておきました。

消防署長官 彰（永年勤続功労

章）第三分団長 齊藤 鴻司氏

表彰を披露した。

消防署長官 彰（永年勤続功労

章）第三分団長 齊藤 鴻司氏

授与された齊藤鴻司氏等八名の表

彰を披露した。

5月 ごみ収集日

町名	5月
希望ヶ丘	1回 2回 3回 4回 5回
田	8 15 21 27
広ヶ野町	8 15 21 27
今	8 15 21 27
御藏町	8 15 21 27
小池町	8 15 21 27
川原町	8 15 21 27
新町	1 10 17 22 29
一一番町	1 10 17 22 29
古川町	1 10 17 22 29
紀久榮町	1 10 17 22 29
中川原町	1 10 17 22 29
館	1 10 17 22 29
岩城町	1 10 17 22 29
築地町	2 11 18 24 30
烟町	2 11 18 24 30
新町	2 11 18 24 30
矢場崎	2 11 18 24 30
仲町	6 12 19 25
長町	6 12 19 25
米沢町	6 12 19 25
雀館	6 12 19 25
昭辰町	6 12 19 25
入川一区	7 14 20 26
〃二区	7 14 20 26
〃三区	7 14 20 26
〃四区	7 14 20 26
富津内	13 28
富津川	13 28
馬場目	13 28
大(本村以外の部落)	14 29
面渦	14 29
馬川	14 29

本年度初の町ぐるみ清掃を次の内容で実施いたします。
期日は、四月二十五日(日)、但し、会社、官公庁関係は二十四日(土)で、実施時間について各町内、部落、団体に一任します。雨天の場合は、順延となります。

▽実施要領は次のとおり。

①各町内、部落の河川、護岸、橋の付近、水路、根等の清掃及び燃える物は焼却し、燃えない物

は適当な場所に穴を掘るなどして處理。

町ぐるみ大掃除



おしらせ

⑤当日は、民生部保健衛生課の職員が各地区を巡回します。

⑥各地区的立入検査日

⑦四月二十六日(月) 馬場目地区

・帝釈寺、寺庭 午前九時三十

・門前、水沢、合地、坊井地、杉沢

午前十時

・町村、蓬内台、小野台、中村

・恋地 平ノ下

午後二時

・上山内、台御城下、落合

午後二時三十分

⑧四月二十七日(火)

・大川、面渦、馬川地区

・下山内、富田、八田、賀乙、小

川口、湯ノ又、浅見内

・高千、北々口、小倉 午前九時三十

・上山内、台御城下、落合 午後二時

⑨四月二十八日(水)

・大川、面渦、馬川地区

・下山内、富田、八田、賀乙、小

川口、湯ノ又、浅見内

・高千、北々口、小倉 午前九時三十

・上山内、台御城下、落合 午後二時

⑩四月二十九日(木)

・大川、面渦、馬川地区

・下山内、富田、八田、賀乙、小

川口、湯ノ又、浅見内

・高千、北々口、小倉 午前九時三十

・上山内、台御城下、落合 午後二時

⑪四月三十日(金)

・大川、面渦、馬川地区

・下山内、富田、八田、賀乙、小

川口、湯ノ又、浅見内

・高千、北々口、小倉 午前九時三十

・上山内、台御城下、落合 午後二時

⑫四月三十一日(土)

・大川、面渦、馬川地区

・下山内、富田、八田、賀乙、小

川口、湯ノ又、浅見内

・高千、北々口、小倉 午前九時三十

・上山内、台御城下、落合 午後二時

⑬四月一日(日)

・大川、面渦、馬川地区

・下山内、富田、八田、賀乙、小

川口、湯ノ又、浅見内

・高千、北々口、小倉 午前九時三十

・上山内、台御城下、落合 午後二時

⑭四月二日(月)

・大川、面渦、馬川地区

・下山内、富田、八田、賀乙、小

川口、湯ノ又、浅見内

・高千、北々口、小倉 午前九時三十

・上山内、台御城下、落合 午後二時

⑮四月三日(火)

・大川、面渦、馬川地区

・下山内、富田、八田、賀乙、小

川口、湯ノ又、浅見内

・高千、北々口、小倉 午前九時三十

・上山内、台御城下、落合 午後二時

⑯四月四日(水)

・大川、面渦、馬川地区

・下山内、富田、八田、賀乙、小

川口、湯ノ又、浅見内

・高千、北々口、小倉 午前九時三十

・上山内、台御城下、落合 午後二時

⑰四月五日(木)

・大川、面渦、馬川地区

・下山内、富田、八田、賀乙、小

川口、湯ノ又、浅見内

・高千、北々口、小倉 午前九時三十

・上山内、台御城下、落合 午後二時

⑱四月六日(金)

・大川、面渦、馬川地区

・下山内、富田、八田、賀乙、小

川口、湯ノ又、浅見内

・高千、北々口、小倉 午前九時三十

・上山内、台御城下、落合 午後二時

⑲四月七日(土)

・大川、面渦、馬川地区

・下山内、富田、八田、賀乙、小

川口、湯ノ又、浅見内

・高千、北々口、小倉 午前九時三十

・上山内、台御城下、落合 午後二時

⑳四月八日(日)

・大川、面渦、馬川地区

・下山内、富田、八田、賀乙、小

川口、湯ノ又、浅見内

・高千、北々口、小倉 午前九時三十

・上山内、台御城下、落合 午後二時

㉑四月九日(月)

・大川、面渦、馬川地区

・下山内、富田、八田、賀乙、小

川口、湯ノ又、浅見内

・高千、北々口、小倉 午前九時三十

・上山内、台御城下、落合 午後二時

㉒四月十日(火)

・大川、面渦、馬川地区

・下山内、富田、八田、賀乙、小

川口、湯ノ又、浅見内

・高千、北々口、小倉 午前九時三十

・上山内、台御城下、落合 午後二時

㉓四月十一日(水)

・大川、面渦、馬川地区

・下山内、富田、八田、賀乙、小

川口、湯ノ又、浅見内

・高千、北々口、小倉 午前九時三十

・上山内、台御城下、落合 午後二時

㉔四月十二日(木)

・大川、面渦、馬川地区

・下山内、富田、八田、賀乙、小

川口、湯ノ又、浅見内

・高千、北々口、小倉 午前九時三十

・上山内、台御城下、落合 午後二時

㉕四月十三日(金)

・大川、面渦、馬川地区

・下山内、富田、八田、賀乙、小

川口、湯ノ又、浅見内

・高千、北々口、小倉 午前九時三十

・上山内、台御城下、落合 午後二時

㉖四月十四日(土)

・大川、面渦、馬川地区

・下山内、富田、八田、賀乙、小

川口、湯ノ又、浅見内

・高千、北々口、小倉 午前九時三十

・上山内、台御城下、落合 午後二時

㉗四月十五日(日)

・大川、面渦、馬川地区

・下山内、富田、八田、賀乙、小

川口、湯ノ又、浅見内

・高千、北々口、小倉 午前九時三十

・上山内、台御城下、落合 午後二時

㉘四月十六日(月)

・大川、面渦、馬川地区

・下山内、富田、八田、賀乙、小

川口、湯ノ又、浅見内

・高千、北々口、小倉 午前九時三十

・上山内、台御城下、落合 午後二時

㉙四月十七日(火)

・大川、面渦、馬川地区

・下山内、富田、八田、賀乙、小

川口、湯ノ又、浅見内

・高千、北々口、小倉 午前九時三十

・上山内、台御城下、落合 午後二時

㉚四月十八日(水)

・大川、面渦、馬川地区

・下山内、富田、八田、賀乙、小

川口、湯ノ又、浅見内

・高千、北々口、小倉 午前九時三十

・上山内、台御城下、落合 午後二時

㉛四月十九日(木)

・大川、面渦、馬川地区

・下山内、富田、八田、賀乙、小

川口、湯ノ又、浅見内

・高千、北々口、小倉 午前九時三十

・上山内、台御城下、落合 午後二時

㉜四月二十日(金)

・大川、面渦、馬川地区

・下山内、富田、八田、賀乙、小

川口、湯ノ又、浅見内

・高千、北々口、小倉 午前九時三十

・上山内、台御城下、落合 午後二時

㉝四月廿一日(土)

・大川、面渦、馬川地区

・下山内、富田、八田、賀乙、小

川口、湯ノ又、浅見内

・高千、北々口、小倉 午前九時三十

・上山内、台御城下、落合 午後二時

㉞四月廿二日(日)

・大川、面渦、馬川地区

・下山内、富田、八田、賀乙、小

川口、湯ノ又、浅見内

・高千、北々口、小倉 午前九時三十

・上山内、台御城下、落合 午後二時

㉟四月廿三日(月)

・大川、面渦、馬川地区

・下山内、富田、八田、賀乙、小

川口、湯ノ又、浅見内

・高千、北々口、小倉 午前九時三十

・上山内、台御城下、落合 午後二時

㉟四月廿四日(火)

・大川、面渦、馬川地区

・下山内、富田、八田、賀乙、小

川口、湯ノ又、浅見内

・高千、北々口、小倉 午前九時三十

・上山内、台御城下、落合 午後二時

㉟四月廿五日(水)

・大川、面渦、馬川地区

・下山内、富田、八田、賀乙、小

川口、湯ノ又、浅見内

・高千、北々口、小倉 午前九時三十

・上山内、台御城下、落合 午後二時

㉟四月廿六日(木)

・大川、面渦、馬川地区

・下山内、富田、八田、賀乙、小

川口、湯ノ又、浅見内

・高千、北々口、小倉 午前九時三十

・上山内、台御城下、落合 午後二時

㉟四月廿七日(金)

・大川、面渦、馬川地区

・下山内、富田、八田、賀乙、小

川口、湯ノ又、浅見内

・高千、北々口、小倉 午前九時三十

・上山内、台御城下、落合 午後二時

㉟四月廿八日(土)

・大川、面渦、馬川地区

・下山内、富田、八田、賀乙、小

川口、湯ノ又、浅見内

・高千、北々口、小倉 午前九時三十

・上山内、台御城下、落合 午後二時

㉟四月廿九日(日)

・大川、面渦、馬川地区

・下山内、富田、八田、賀乙、小

川口、湯ノ又、浅見内

・高千、北々口、小倉 午前九時三十

・上山内、台御城下、落合 午後二時

㉟四月三十日(月)

・大川、面渦、馬川地区

・下山内、富田、八田、賀乙、小

川口、湯ノ又、浅見内